

農地賃借料情報（令和6年～7年分集計）

令和6年1月から令和7年12月までの2年間における、農地法第3条許可及び農用地利用集積計画をもとに計算した10a当たり賃借料は下記のとおりです。

この情報は、農地法第52条に基づき、農地の賃貸借契約をする際の[参考情報]として提供するものです。

【水田】

上山市農業委員会

区分	地 域	R6年～R7年分 賃借料 (10a当)	基礎データ	
			件数	筆数
1	[本庁地区] 三本松、長清水、石崎、河崎、松山、鶴脛町、新町、北町、旭町、弁天、四ツ谷、金生、久保手、金瓶 [西郷地区] 高松、石曾根、川口、赤坂、藤吾、阿弥陀地、小穴、細谷 [本庄地区] 関根、相生、三上、皆沢 [東 地区] 牧野、原口、須田板 [宮生地区] 宮脇、下生居 [中川地区] 金谷、泉川、仙石、糸目、甲石、高野	平均 18,100 円	10	14
2	[本庄地区] 姥懐、櫛下 [東 地区] 小笹、久保川、大門、菖蒲 [宮生地区] 中生居、上生居 [中川地区] 薄沢、足ノ口 [中山地区] 中山地区全域	—	—	—
3	[本庁地区] 大石蔭、三千刈 [西郷地区] 竜沢 [本庄地区] 赤山、柏木 [中川地区] 永野、権現堂、小倉、棚木、蔵王 [山元地区] 山元地区全域	—	—	—

※ 水田の区分2、3及び畑は、対象件数が少ないため表示していません。

この賃借料は参考情報です。契約する際には、経営形態や収量などを考慮し、貸し手と借り手で十分に話し合ってください。

注1 使用した基礎データは、農地法第3条許可及び農用地利用集積計画による賃借料です。賃借料を玄米で物納している場合は、27,300円/60kgに換算しています。

ただし、上位、下位それぞれ突出した賃借料データを除き、さらに、急激な変動を抑えるため、令和6年から令和7年の2年分を合計して平均を計算しています。

注2 賃借料は、100円未満を四捨五入しています。

注3 区分1の賃借料が昨年より大幅に上がった原因は、米価が上がったことにより、玄米物納分を金額換算した賃借料が高くなったことによるものです。